

## 船舶事故調査報告書

令和4年6月8日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	令和3年11月13日 04時10分ごろ
発生場所	兵庫県明石市林崎漁港西方沖 林崎港5号防波堤灯台から真方位269° 1.78海里付近 (概位 北緯34° 38.6′ 東経134° 55.8′)
事故の概要	引船和丸は、はしけ央318及びはしけ央115と引船列を構成して西北西進中、和丸及びはしけ2隻が、のり養殖施設に進入し、同施設が損傷した。
事故調査の経過	令和3年12月1日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 和丸、16トン 260-33764大阪、新興海運有限会社（A社） B はしけ 央318、総トン数不詳（全長22.0m） なし、個人所有 C はしけ 央115、総トン数不詳（全長18.2m） なし、中央港運株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A、B、C なし のり養殖施設 のり網の枠ロープ及び固定ロープに切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期 日出時刻：06時31分ごろ
事故の経過	A船は、船長が1人で乗り組み、B船及びC船に作業員1人をそれぞれ乗せ、B船、C船の順にえい航索で接続して全長約123mとなった引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、明石海峡西方沖を西北西進していた。 船長は、操舵室で単独で操船に当たり、椅子に腰を掛けた姿勢で、約5ノットの対地速力で手動操舵によって航行を続けていたところ、眠気を感じるようになった。 船長は、暖房を切ったり、窓を開放して換気したりしたものの、いつしか居眠りに陥り、船体に衝撃を感じて目が覚めて周囲を確認したところ、A船引船列がのり養殖施設に進入して停止したことに気付いた。 船長は、出航当日の昼間に仮眠を取ろうとしたものの、目がさえていて十分な睡眠をとることができず、睡眠不足の状態であった。

	<p>本船の喫水は、船首約1.8m、船尾約3.5mであった。</p>
分析	<p>A船引船列は、西北西進中、船長が、居眠りに陥り、のり養殖施設に進入したことから、プロペラがのり網の枠ロープ及び固定ロープに絡まり、同施設が損傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、睡眠不足により眠気を催した状態で、椅子に腰を掛けて単独で船橋当直に当たっていたことから、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船引船列が、西北西進中、単独で船橋当直に当たっていた船長が居眠りに陥り、のり養殖施設に進入したため、プロペラがのり網の枠ロープ及び固定ロープに絡まったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>A社は、本事故後、A船に航海当直警報装置を設置した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単独で操船に当たる船長は、航行中に眠気を催した場合、椅子から立ち上がって操船したり、外気に当たったり、カフェインを含む飲料を摂取するなどして居眠り運航を防止する措置を採ること。</li> <li>・ 単独で操船に当たる船長は、夜間の運航に当たる場合、事前に睡眠及び休息を適切に取っておくこと。</li> </ul>